

平成19年12月27日条例第35号（制定）

令和2年6月29日条例第31号

愛する地球のために約束する草津市条例

わたしが、日々の暮らしの中で、二酸化炭素などの温室効果ガスを増やしてきたことで、地球温暖化が進み、地球にさまざまな影響がでています。

夏は非常に暑い日が、冬は暖かい日が以前より多くなっています。このまま地球温暖化が進み、異常気象のおきる回数が増え続けると、私たちの暮らしや社会、地球上の生き物は、さらに大きな被害を受けることになります。

今こそ、私たち人間は、地球上の生あるすべての中の一員として、限りなく持続可能な共生を続けていくために、何を行わなければならないのか真剣に考え、行動することが求められています。

身近なことから、できることから、地球のために良いことを始める「私たち一人ひとりが自ら進んで、あるいは多くの人たちが手と手を取り合って」そして自然の摂理を大切にし、地球を愛し続ける決意を込めて、地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、草津市の環境に対する基本的な考え方を決めている草津市環境基本条例（平成9年草津市条例第10号）により、市役所、市民および事業者ならびに学校、町内会、グループなど（これからは「団体等」と呼びます。）ならびに草津市を訪れた人の役割を明らかにし、地球のために約束する協定（これからは「協定」と呼びます。）によって、それぞれが地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための取り組みを行い、またそれに協力することにより、わたしがこれからも健康で豊かな生活が送れることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例の中で使用する言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 温室効果ガス 太陽の光で温められた地表から、宇宙に向かって熱が放出されます。その熱を吸収して再び地表に戻す、温室のように地球を温める効果がある、二酸化炭素、メタン、フロンなどの気体をいいます。
- (2) 地球温暖化 大気中の温室効果ガスの濃度が増えすぎることによって地表や大気の温度が上昇することをいいます。
- (3) 気候の変動への適応 地球温暖化に伴う気候の変化によって起こる被害を少なくすることをいいます。

(役割)

第3条 市民、事業者および団体等は、地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するために、自ら進んでできることを見つけて、取り組みを行い協定を結びましょう。

2 市役所、市民、事業者、団体等および訪れた人は、協定に協力しましょう。

3 市役所は、協定を結び、また協力してもらうように働きかけ、地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する取り組みを行わなければなりません。

(協定の仕組み)

第4条 市長は、地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するため、市民、事業者および団体等と協定を結びます。

2 協定の内容は、次のとおりです。

(1) 温室効果ガスの放出を減らすために取り組むこと。

(2) 大気中の温室効果ガスを吸収するために取り組むこと。

(3) 気候の変動に適応するために取り組むこと。

(4) 地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための方法を多くの人に知らせること。

3 協定には、目標を決めるようにしましょう。

4 協定の内容をどのように行ってどのような結果であったかについて、市長に報告しましょう。

(情報の提供など)

第5条 市長は、多くの人が協定を結び、また協力してもらえるように、次のことを行います。

(1) 地球温暖化についての仕組みや原因、そして地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための方法などの情報の提供およびさまざまな場を通じて環境学習を推進すること。

(2) 協定を結び取り組んでいる内容を多くの人に知らせること。

(表彰)

第6条 市長は、協定を結びその報告があった中から、特にすぐれた取り組みに対して、表彰を行いたたえます。

(その他)

第7条 この条例に決めていることのほか、必要なことについては市長が別に決めます。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行します。